

入札説明書

兵庫県民会館における機械警備業務に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の実施については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札に付する事項

- (1) 件名
兵庫県民会館機械警備業務委託
- (2) 仕様 別添仕様書のとおり
- (3) 委託期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日
- (4) 履行場所 兵庫県神戸市中央区下山手通4丁目16-3
兵庫県民会館

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿以下「名簿」という。）に登録されている者であること。ただし、名簿に登録されていない者で入札を希望する者は、所定の物品関係入札参加資格審査申請書に関係書類を添えて、下記の申請場所へ持参すること。
 - ・申請場所 兵庫県出納局管理課（神戸市中央区下山手通5丁目10番1号）
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を、一般競争入札参加申込書兼競争入札参加資格確認申請書（別紙様式第2号。以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該委託業務の入札の日において受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 入札者に求められる必要な資格等

- (1) 警備業法（昭和47年法律第117号）第4号の規定によって公安委員会から警備業者として認定された者のうち、同法第40条の規定によって公安委員会に機械警備業を営む警備業者として届出を行っているものであること。
- (2) 警備業法施行細則（平成15年3月公安委員会規則第6号）第15条の基準を満たす体制を有していること。
- (3) 24時間の緊急連絡体制を整えていること。
- (4) 機械警備の設置が可能なこと。

4 入札参加の申込み

- (1) 提出場所
〒650-8567
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県県民生活部芸術文化課企画運営班 担当 瀬川（えがわ）
電話番号 （078）362-3146

(2) 提出期間

令和7年2月28日（金）～令和7年3月6日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

毎日午前9時から午後4時まで（午後0時00分～午後1時00分までを除く。）

(3) 提出書類

ア 申込書を作成の上、上記(1)に直接持参又は郵送（簡易書留とする）すること。

イ 上記2(1)の事実を確認するため、県が登録時に送付した「物品関係入札参加資格審査結果通知書」の写しを申込書に添付すること。前記2(1)のただし書きに該当する者は、「物品関係入札参加資格審査申請書受付票」（出納局管理課の受付印があるもの。）でもって代替とする。

(4) 一般競争入札参加資格の確認

ア 一般競争入札参加資格の確認基準日は、上記(2)の最終日とする。

イ 申込者の一般競争入札参加資格の有無については、提出のあった申込書及び関係書類に基づいて確認し、その結果を令和7年3月11日（火）までに申込者に文書（一般競争入札参加資格確認通知書）を電子メール又はファックスにて通知する。

(5) その他

ア 申込書、関係書類の作成及び提出に係る費用は、申込者の負担とする。

イ 提出された申込書及び関係書類は、一般競争入札参加資格の確認以外には、申込者に無断で使用しない。

ウ 提出された申込書及び関係書類は、返却しない。

エ 申込書の提出期限日の翌日以降は、申込書及び関係書類の差し替え又は再提出は認めない。

5 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

6 契約条項を示す場所及び日時

兵庫県 県民生活部芸術文化課企画運営班 担当 穎川（えがわ）

令和7年2月28日（金）～令和7年3月6日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

毎日午前9時から午後4時まで（午後0時00分～午後1時00分までを除く。）

7 入札・開札の日時及び場所

(1) 日時 令和7年3月14日（金）午前10時00分

(2) 場所 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県庁1号館1階入札室

(3) 上記4(4)イの一般競争入札参加資格確認通知書の写しを当日持参すること。

8 入札書の提出方法

入札書は、入札日時に入札箱に投入すること。ただし、郵送(書留又は簡易書留郵便に限る。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)による場合は次の方法によること(開札の日に立会できない入札者で、あらかじめ入札書を持参する場合(以下「持参」という。)も同様とする)。

(1) 大型サイズの封筒を用いて必ず書留又は簡易書留扱いとし、以下のものを同封すること。

ア 氏名を表記した封筒で封印した入札書

なお、開札の日に立会できない入札者で再度入札にも参加を希望するときは、「初度入札」と「再度入札」の入札書を作成し、それぞれ別封筒に封入し、氏名とともに必ず「初度入札」、「再度入札」の区別を記入すること。

イ 上記4(4)イの一般競争入札参加確認通知書の写し

ウ 下記11(1)の入札保証金を納入したことを証する書類又は入札保証保険証書

(2) 上記(1)の書類が令和7年3月13日(木)午後5時までに上記4(1)の場所に必着のこと。

- (3) 持参又は郵送等により入札書を提出した者のうち、提出した入札書が1通のみの場合は初度入札のみに参加希望とみなし、再度入札が実施される場合はこれを辞退したものとみなす。
- (4) 名簿に登載されていない者で上記2(1)のただし書きの申請を行った者が、資格審査の終了前に入札書を提出した場合は、その者が入札の日時までに「一般競争入札に参加する者に必要な資格等（昭和41年兵庫県告示第149号）」に基づく資格を有すると認められなければ受理できない。

9 入札書の作成方法

- (1) 入札書は、日本語で記載し、金額については日本国通貨とし、アラビア数字で表示すること。
- (2) 入札書は、所定の別紙様式によること。
- (3) 入札書の記載に当たっては、次の点について留意すること。
 - ア 件名は、上記1(1)に示した件名とする。
 - イ 年月日は、入札書の提出日とする。
 - ウ 入札者の氏名及び押印は、法人にあつては法人の名称又は商号及び代表者の氏名とし、また、印章は兵庫県に届出のものとする。
 - エ 代理人が入札する場合は、入札者の氏名の表示並びに当該代理人の氏名及び押印があること。
 - オ 外国業者にあつて押印の必要があるものについては、署名をもって代えることができる。
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

万一誤って記載したときは、新しい入札書を使用すること。
- (5) 入札執行回数は、2回を限度とする。
- (6) 一度提出した入札書は、これを書換え、引換え又は撤回することはできない。

10 仕様書等に関する質問

- (1) 入札説明書、仕様書等交付書類に関して疑問がある場合は、次により電子メール又はファックス(様式は任意)で質問すること。
 - ア 受付期間
令和7年2月28日（金）～令和7年3月6日（木）まで（土曜日、日曜日、祝日及び振替休日を除く。）
毎日午前9時から午後4時まで（午後0時00分～午後1時00分までを除く。）
 - イ 受付場所 上記4(1)に同じ
- (2) 回答書は、令和7年3月11日（火）までに文書、電子メール又はファックスにて通知する。

11 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金
契約希望金額（入札書記載金額の100分の110）の100分の5以上の額の入札保証金を令和7年3月13日（木）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。なお、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第84条第1項第3号に該当する場合は免除する。
保険期間は、本件入札の参加申込後で、令和7年3月13日（木）以前の任意の日を開始日とし、令和7年4月1日（火）を終了日とすること。
入札保証金又は入札保証保険証書の保険金額が、契約希望金額（入札書記載金額の100分の110）の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となる。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。なお、財務規則第100条第1項第3号に該当する場合は免除する。

12 開札

開札は、入札執行後直ちに、入札者又はその代理人を立ち合わせて行い、入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

13 無効とする入札

- (1) 上記2の一般競争入札参加資格がない者のした入札、入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 一般競争入札参加資格のあることを確認された者であっても、入札時点において資格制限期間中にある者、指名停止中である者等上記2に掲げる一般競争入札参加資格のない者のした入札は、無効とする。
- (3) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、その落札決定を取り消す。

14 落札者の決定方法

- (1) 上記1の兵庫県民会館械警備業務を履行できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、政令第167条の10第1項の規定に該当するときは、最低価格の入札者以外の者を落札者とする場合がある。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、くじによって落札者を決定することとし、落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできない。
- (3) 予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札をする。
- (4) 再度の入札をしても落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときは、随意契約による。

15 入札に関する条件

- (1) 所定の入札日時に入札書を入札箱に投入すること。
- (2) 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。
ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（令和7年4月1日（火））までであること。
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- (4) 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- (5) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- (6) 入札書に入札金額、入札者の記名及び押印があり、入札内容が分明であること。
- (7) 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
- (8) 入札金額は、総価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を記入すること。
- (9) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- (10) 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
 - ア 初度の入札に参加して有効な入札をした者。
 - イ 初度の入札において、(1)から(9)までの条件に違反し無効となった入札者のうち(1)、(4)又は(5)に違反して無効となった者以外の者。

16 支払条件

支払条件は、次のとおりとする。

- (1) 前金払 無
- (2) 部分払 無

17 入札の中止等及びこれによる損害に関する事項

天災その他やむを得ない理由により入札の執行を行うことができないときは、これを中止する。また、入札参加者の連合の疑い、不正不穏行動をなす等により入札を公正に執行できないと認められるとき、又は競争の実益がないと認められるときは、入札を取り消すことがある。これらの場合における損害は、入札者の負担とする。

18 契約書の作成

- (1) 落札者は、契約担当者から交付された契約書に記名押印し、落札決定の日から7日以内に契約担当者に提出しなければならない。
- (2) 上記(1)の期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失うことになる。
- (3) 契約書は、2通作成し、双方各1通保有する。
- (4) 契約書の作成に要する費用は、すべて落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は交付する。
- (5) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が、入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

19 その他の注意事項

- (1) 申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者は、県の指名停止基準により指名停止される。
- (2) 入札参加者は、刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。
- (3) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）の趣旨を徹底し、暴力団排除を進めるため、契約者には、
 - ア 暴力団または暴力団員でないこと
 - イ 暴力団及び暴力団員と密接な関係に該当しないこと
 - ウ 前記ア、イに該当することとなった場合は、契約を解除し、違約金の請求等についても異議がない旨の誓約書の提出を求めることとする。また、契約書には、ア及びイの場合の契約解除に関する条項を付加することとする。
- (4) 契約の締結と関係予算の成立
この一般競争入札による契約の締結は、当該契約に係る令和7年度兵庫県一般会計当初予算の成立後に行うものとする。必要な予算が成立しない場合には、当該入札は無効とする。
また、当該予算についての兵庫県議会の審議状況に応じて、当該入札を中止し、延期し、又は必要な変更を行うことがある。

20 調達事務担当事務所

〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県県民生活部芸術文化課企画運営班 担当 穎川（えがわ）

電話番号 (078) 362-3146 FAX (078) 362-4260

E-MAIL: geijutsubunkaka@pref.hyogo.lg.jp